

## 令和4年度第1回 宗像市スポーツ推進審議会議事録（要旨）

開催年月日	令和4年11月16日（水）
開催時間	18時55分～21時00分
会場	宗像市役所北館2階 202会議室
宗像市スポーツ推進審議会委員出席者	市丸会長、末永副会長、大賀委員、寺尾委員、西村委員、野口委員、村山委員、吉田委員
事務局	久保文化スポーツ課長、南文化スポーツ課参事、高尾市民文化係長、大塚スポーツ推進係長、 【審議会担当：スポーツ推進係 上田係長、末永、水田】

### 【開会】（18:55）

上田係長： 宗像市スポーツ推進審議会条例第6条第2号により、委員の半数以上の出席が宗像市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の成立条件である。本日は委員総数9人のうち7人が出席しているため、審議会は成立することを報告する。

それでは、これより審議会を開催する。以降の会議の進行は会長にお願いする。

●結果： 委員総数9人のうち8人が出席

### 1 開会あいさつ

市丸会長あいさつ

### 2 委嘱状の交付について

会長： 本審議会委員として新たに村山委員が委嘱されることとなった。事務局から説明をお願いする。

上田係長： 本審議会において、中学校運動部活動の地域移行に関連した審議を行う予定にしている。中学校部活動の知識経験を有し、教育関係機関を代表する方を新たに審議会委員として委嘱したいため、このことについて令和4年7月19日の教育委員会に議案を提出し、この日の教育委員会において承認をいただいた。

教育委員会から中央中学校 校長 村山 正治様が審議会委員に委嘱されたので、委嘱の交付をさせていただく。

委嘱状交付

(本来なら教育長が手渡しするところだが、コロナウイルス感染症対策の観点から机上配布に変更)

### 3 委員及び市職員の紹介について

委員及び市職員の自己紹介

### 4 議事録(議事要旨)署名委員の指名について

会長： 議事録署名委員を2人指名する。名簿順に選出ということで大賀委員と末永委員に引き受けていただきたいが、いかがか。

(両委員が承認)

●結果： 議事録署名委員に大賀委員と末永委員が指名された。

### 5 宗像市スポーツ推進計画について

会長： 今期から新しく委員になられた方もいるため、宗像市スポーツ推進計画について事務局から概要説明をお願いする。

上田係長： 宗像市スポーツ推進計画とは、スポーツ施策の推進に関する取り組み方針を定めた計画である。計画期間は5年間で、今期の計画は令和2年度から令和6年度までである。

第2章の計画の基本理念において、4つのチャレンジ目標(I:エンジョイ、II:健康、III:交流、IV:スマイルキッズ)を設定し、「スポーツで笑顔・元気あふれるまちづくり」を最終目標としている。

第5章の基本施策において、8つの施策(1:スポーツ・運動を通した市民健康活動の推進、2:スポーツ・運動を通したコミュニティ活動の活発化、3:子どものスポーツ機会の充実、4:ライフステージに応じたスポーツ・運動活動の推進、5:宗像市スポーツサポートセンターを活用し、住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備、6:スポーツ観光による地域経済活性化、7:スポーツ活動の場の整備、8:中核拠点となる施設の再構築と整備)を掲げている。

会長： この計画について、質問等はないか。

(質問等なし)

## 6 報告事項

### (1) スポーツ推進計画の進捗状況について

会長： 宗像市スポーツ推進計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

上田係長： 令和4年度分について、昨年度までと異なる点など主な点について説明する。

#### 施策1 スポーツ・運動を通じた市民健康活動の推進

(1) ①ウォーキングの普及、推進について、市委託事業として「スポーツ推進委員活動モデルウォーキング事業」を玄海地区のスポーツ推進委員2名が受託。玄海のびのびウォーキングと銘打って9月から3月までの期間で実施。世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」登録5周年及び宗像市スポーツ協会設立40周年を記念し、11月13日(日)にイイさんウォーキング宗像大会を開催。

(2) 大学、企業、地域等との連携による市民の健康活動の促進について、イイさんウォーキング宗像大会において、新生堂薬局、明治安田生命と連携して、骨密度やインボディ、血管年齢等の健康測定等を行った。有限会社エイコーウェルと連携し、体力測定や健康教室を開催した。

#### 施策2 スポーツ・運動を通じたコミュニティ活動の活発化

今年度もコロナウイルスの感染状況を考慮し交流事業が中止となった。

#### 施策3 子どものスポーツ機会の充実

(1) ①幼児期を対象とした支援について、昨年度に引き続き、宗像ユリックス・アクアドームにて、未就学児とその親を対象にした親子プール教室を開催。今年度中に親子プール教室のプログラムを確立し、来年度以降も実施予定。

②小学生の体力向上支援について、小学生女子ラグビー教室を小学3年生から6年生までを対象にオリンピックレガシー事業の一環として実施。

③中学校運動部活動の支援について、令和4年度福岡県地域運動部活動推進事業を受け、野球とバスケットボールをモデル競技として実践研究を行っている。宗像市部活動改革検討協議会とワーキンググループを立ち上げ、実践研究を行った。平日の運動活動支援として平日の放課後に中学校部活動にトレーナーを派遣し、運動部活動加入者等を対象とした体幹、コンディショニング、フィジカルなどの基礎トレーニングを実施。

④社会体育等における活動の支援について、バドミントン育成教室及びソフトテニス育成教室を南の郷クラブにて実施。

#### 施策4 ライフステージに応じたスポーツ・運動活動の推進

(2) コミュニティにおけるスポーツ・運動活動、健康づくりの支援について、南の郷

クラブが新型コロナウイルス感染症対策を行って教室を開催。会員数は R4.10 月現在 118 人でうち大人 44 人、子ども 74 人。教室数は 9 でうち大人対象 6、子ども対象 3。

(3) ①障がい者スポーツに触れる機会の提供について、宗像ユリックス・アクアドームにて、障がい者を対象にした水泳教室を開催。宗像市民体育館にて、パラバドミントン体験教室会を開催。

②障がい者スポーツ等の情報の提供について、12月に2回目のパラバドミントン体験教室会の開催を予定しており、障害福祉サービス事業所、障害通所支援事業所などの事業所に対してメール配信を行い、情報発信を行う予定。

施策5 宗像市スポーツサポートセンターを活用し、住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備

(1) ②宗像市スポーツサポートセンターの機能の充実について、中学校の部活動改革の実践について研究開始。

③宗像市スポーツサポートセンターと宗像市スポーツ協会等との連携について、宗像市スポーツ協会の40周年を記念して、宗像市スポーツサポートセンターが宗像市スポーツ協会と連携して、ウォーキング事業を開催。

④スポーツ推進委員との連携強化について、毎月1回の定例会の開催。つながりヘルスケア事業におけるスポーツ推進委員活動モデルウォーキング事業やイイさんウォーキング宗像大会での連携や協力の上、実施した。

(3) スポーツボランティアの活用・充実(支える)について、プリンセス駅伝のボランティア参加を継続実施。今年度から新たに日赤看護大学からの学生ボランティアが参加。

(4) トップアスリートとの交流事業の実施(交わる)について、オンリピアンとの交流事業を2月中旬実施予定。

施策6 スポーツ観光による地域経済活性化

(1) 全国・九州レベルのスポーツ大会の誘致・開催支援について、ワールドユースラグビー大会やハンドボール大会、新体操サニックスカップ等の全国レベルのスポーツ大会の誘致支援を行った。

(2) ①合宿・研修会の誘致活動の支援について、日本ラグビー界で活動するマツダスカイアクティブズ広島、釜石シーウェイブスのキャンプ誘致活動の支援を行った。

②「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」のキャンプ地受入について、ブルガリア交流事業を開催し、大島学園、日の里東小、自由が丘小学校とカザンラック民族舞踊団がオンラインで交流。オリンピック、ロシア7人制女子ラグビー選手団の事前キャンプ受け入れのレガシー事業として小学生女子のラグビー教室開催。

(3) 宿泊や市内周遊につながるスポーツ大会の開催・支援について、むなかたキッズ

セブンラグビー大会で小学 3、4 年生が宿泊を行う予定。

(4) おなかつたスポーツコミッション(仮称)の体制の確立について、おなかつたキッズセブンラグビー大会と同日に、ジャパンラグビーリーグワンのプレシーズンマッチをおなかつたラグビーフェスと題して実施予定。ラグビータウンであり続けることができるよう、日本ラグビー界で活動する企業チームのキャンプ地として選ばれ続けられるよう新たな体制の構築に向けて検討開始。全国に Live 放送されるプリンセス駅伝が開催し続けることができるよう、また、この事業を通じて宗像市の魅力を伝えることができるよう、新たな体制の構築に向けて検討開始。

#### 施策 7 スポーツ活動の場の確保

(1) 既存の 3 つの市営体育館施設の運営について、勤労者体育館を 9 月まで新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用。保全計画に基づき、市民体育館の床等の改修を行う。

#### 施策 8 中核拠点となる施設の再構築と整備

(1) 体育館施設の整備について、保全計画に基づき、宗像市民体育館のカーテン、フローリング床の改修工事を実施中。

(2) 屋外スポーツ関連施設の整備について、宗像中央公園野球場の改修工事をスポーツ振興くじ助成を活用して実施した。ふれあいの森総合公園のスケートボード場の改修工事を実施中。宗像中央公園野球場の追加工事で、音響設備と防護マットの設置工事を実施。

(4) 宗像ユリックスのスポーツ施設について、R5~R25 年を期間とした新しい保全計画及び長寿命化計画を R4 年度中に策定。テニスコート、屋外バスケットゴール(3on3)、パットゴルフ場については、整備計画に準じて R5 年度に改修する計画で調整中。アクアドームについては、長寿命化が困難であるため、今後の存続を含めて協議を行っていく予定。

吉田委員： プリンセス駅伝について質問がある。宗像市が合併する前、旧玄海町ではトリアスロンの事業を行っていた。この事業に関して宿泊者数を調査したところ事業参加人数が多いにもかかわらず旧玄海町で宿泊した者はほとんどいないことが分かった。この事業を継続しても旧玄海町のメリットがないため、2年間かけて協議した結果、事業終了となった苦い経験がある。プリンセス駅伝に関してはテレビで全国に Live 配信されて良いと思っているが、宿泊の状況について調査したことがあるか。

久保課長： プリンセス駅伝の出場チームには、JR 九州と連携して玄海ロイヤルやチサン、ホテル AZ など市内の宿泊施設をご利用していただくようにしている。九電工のチームは、今回はグローバルアリーナで開催される大会と重なって利用がかなわなかったが、駅

伝の練習で1週間グローバルアリーナをご利用いただくといったような連携に取り組んでいる。また、タクシーの利用についても連携して取り組んでおり、1年間でみてもプリンス駅伝の日にとっても多く利用していただいていると業界から聞いている。さらに、ユリックスでパブリックビューイングやキッチンカーの設置を行い、宗像での消費や来訪者との魅力の共有が推進されるよう取り組んでいる。

西村委員： 令和3年度にふくおか健康ポイントアプリを活用したつながりヘルスケア事業を推進し、アプリの登録者数の集計を行うなど、このアプリを活用した取り組みに力を入れている印象があったが、令和4年度はSNSの活用ということでこの取り組みが曖昧になっている感じがする。これまで多くの自治体がこのアプリの活用を推奨していたが最近はそのような取り組みを見かけなくなったようにも感じている。このアプリを活用した取り組みに課題があるのか。

大塚係長： ふくおか健康ポイントアプリについては、最後に集計したときに1,500人(令和4年2月28日時点における宗像市登録者数：1,834人)を超えており、現在では2,000人程度の登録が見込まれる。

スポーツサポートセンターでは、このアプリを活用したウォーキング事業に取り組んでおり、スポーツ推進委員と連携して各地域で月1回程度のウォーキング事業を展開し、アプリへの登録の推奨、地域交流の推進を行っている。玄海地区では、モデル事業としてつながりヘルスケア事業に取り組んでおり、現在30人の会員が活動している。イイいさんウォーキング宗像大会は、これらの取り組みの成果の発表の場でもあった。今後各地区でウォーキング事業を広げていき、市主催のウォーキング大会が目標となるようにスポーツ推進委員や地域と連携して取り組みたいと考えている。アプリにはお知らせ機能もあるので、アプリへの登録を推奨して、積極的にアプリで事業の告知を行っていくことができると考えている。

会長： その他に質問等はないか。

(質問等なし)

## (2) 中学運動部活動改革について

会長： 中学運動部活動改革について、事務局から説明をお願いします。

大塚係長： スポーツ庁は、公立中学校などの休日の運動部活動について、令和5年度から3年間の期間で地域に移行していく旨の目標を掲げている。

市としては、土日の運動部活動が地域に移行された場合に、子どもがスポーツ活動をす

ることができなくなるということがないよう、この受け皿として地域クラブを作る方向で取り組みをスタートさせた。検討組織として、検討協議会とワーキンググループを立ち上げ、中学校教諭、かつ、中体連の代表を務めている村山委員、市スポーツ協会、競技団体の代表などに依頼して検討協議会の委員を引き受けていただいた。

まず検討を行う中で、部活動加入率（全国 91.9%に対して 74.5%）や専門性のある教職員がいる部活動の割合（64.4%）、専門性のある指導者がいる部活動の割合（84.9%）、専門性のある教職員の割合（43.2%）、専門性のある指導者の割合（50%）など、中学校の運動部活動の現状把握を行った。部の中には部員数が競技種目の最低必要人数に満たない部があるなど、学校単位での運動部活動の継続が困難といった課題もあるため、本改革によってこれらの課題を解決することができればと考えている。

本市に必要な受け皿となる地域クラブの数については、検討組織で検討を重ねた結果、最大で約 30 のクラブが必要となると試算している。

これらのクラブの立ち上げについては、令和 4 年度に野球とバスケットボール、令和 5 年度にソフトボールと剣道と柔道といったように、競技種目を絞って順に立ち上げていきたいと考えている。そして、各クラブが自立して運営を行っていけるよう、1つのクラブに対して 3 年間を目途に立ち上げの支援を行いたいため、これらの支援を行うサポート体制を整備していきたいと考えている。

教育委員会では、令和 4 年度に部活動ガイドラインの見直しを行い、令和 5 年度から段階的に土日の運動部活動の回数を減らす方向で検討している。

市としては、子どもの運動・スポーツの機会を将来にわたって確保・充実できるよう、場の確保やクラブの立ち上げ支援、競技種目に係る資格取得の支援、中体連に代わる新たな大会の開催への支援など、クラブの円滑運営をサポートする付帯事業を整備していきたいと考えている。

大賀委員： 部活動指導員と外部指導者の任用の違いは何か。

久保課長： 部活動指導員は、報酬が時給 1,600 円、顧問（教員）同様に技術指導や、顧問（教員）が不在の場合でも単独で学校外での活動の生徒引率が可能で、学校職員として位置づけられる。

外部指導者は、報酬が 1 年間 3 万円、顧問と連携、協力しながら主に技術面の指導を行うことが可能であるが、公的な立場（学校職員）ではないため、単独で学校外活動の引率ができない。指導スキルを持たない顧問（教員）にとってはとても重要な制度である。

大賀委員： 本件について、中学校はどのように受け止めていると感じるか。

村山委員： 部活動を指導する教員のうちには、当該種目を指導するだけでなく、その指導

を通して何を教えることができるか考え、教育的な意義をもって指導している教員もいる。そのような教員にとっては、自らの手を離れると教育的な指導ができなくなるのではないといった不安を抱いている。通常業務に加えて、部活動にかかる負担が大きい教員にとっては、通常業務により集中して取り組むことができると考えているなど、様々な意見がある。

ただ、アンケート結果のとおり、完全に地域移行した場合に、部活動の指導者として手を挙げる教員は少ないのが現状である。そのため、資料（スケジュール）のとおり「教員任意による地域クラブ立ち上げも可能」とあるが、地域クラブ立ち上げの時に手を挙げる先生がいるのか心配な点もある。

大賀委員： 兼職、兼業という視点での話はどのようになっているか。

久保課長： 現時点では、兼職、兼業を認めるということで話が進んでいる。これまで同様、平日の学校の部活動に教員として携わる場合には、兼職、兼業には該当しない。地域移行により土日の地域クラブが立ち上がり、この地域クラブに指導者として携わる場合に、兼職、兼業という扱いになる。ただ、教員がこの地域クラブの指導者に携わったとしても、教員自らが報酬を求めることは厳しいため、組織的にこの地域クラブの経営に必要な資金を獲得し、組織的に指導者に対して報酬を支払う仕組みが必要ではないかと考える。

大賀委員： このような仕組みづくりはサポートセンターで行うのか。

大塚係長： サポートセンターの機能について、現時点で決定していることは、地域クラブの立ち上げについて必要な支援を行っていくことである。人材バンクや組織的に指導者に対して報酬を支払うといった機能については、教育委員会と協議を行う必要があるため、まだ決まっていない。

大賀委員： 子どものスポーツ環境が悪くならないよう、我々大人が真剣に考えないといけない案件だと感じている。国の予算関連の資料を閲覧したが、市の事業計画や予算はどのような状況であるか。

久保課長： 文化スポーツ課では受け皿の地域クラブの設立に関する事業を立案している。市単独で事業を遂行するのは困難であることから、新規の地域クラブ設立や指導者のライセンス取得、中体連に代わる新たな大会運営、平日の部活動と土日の地域クラブの連携を円滑にするコーディネートなどに対する国の助成制度を確実に活用できるように手続きを行いたい。

大賀委員： 現時点での中体連の動きはどのような状況であるか。

村山委員： 国が、令和5年度の中体連全国大会の四国大会において、地域クラブの出場を認める場合に補助を行う旨の方針を決めているため、現時点では、地域クラブの出場を県大会からにするのかなど、中体連における地域クラブの取り扱いについて検討中である。

寺尾委員： 卓球でいえば、県は、生徒が中体連の試合に参加する場合には費用を負担するが、卓球協会の試合に参加する場合には費用を負担することはない。今後、地域クラブが立ち上がった場合に、地域クラブが卓球協会の試合に参加する場合には、県がこの取り扱いを変える可能性があるのか。

村山委員： その点も検討される可能性はあるかもしれない。

久保課長： 県の説明会において、県が、本件について方向性を決定するうえで、まず中体連に重点を置き、中体連に出場可能な地域クラブの要件について検討していると聞いている。

副会長： 子どものスポーツ環境を考える意味では、大会が多いほうが良いことから、経費の助成について議論はあると思うが、様々な大会が開催されることが重要だと考える。大会出場に制限を設けることに疑問を感じる。どのスポーツでも様々な大会が現に開催されており、機会が多ければ多いほど子どものスポーツ環境は充実すると考える。

また、本件について、教員の働き方改革と子どものスポーツ環境の充実という難しい2つの課題に同時に取り掛かることはとても難しいのではないかと考える。1つずつ解決していくほうが良いのではないかと感じる。

会長： 教員の働き方改革は重要であるが、平日は学校の部活で、土日は地域のクラブで子どもにスポーツを指導する考え方は無責任に感じる。まずは、教員の働き方改革において、ただ単に地域に移行するというのではなく、賃金の改善なのか監督の雇用なのか様々な手法があると思うが、根本的な課題解決に取り組む必要があると考える。

また、学校の部活では種目が限られていたが、子どものスポーツ環境の充実という点から、部活にないスポーツ種目を地域クラブで立ち上げることの検討も重要であると考えられる。現に、プロ野球や相撲など、プロスポーツの世界で活躍している人は、地域クラブで指導を受けた人が多いと思う。

久保課長： 国も多種目の地域クラブの設立は大切であると考えており、総合型地域スポーツクラブの設立を推奨している。また、多種目だけではなく、多世代との交流も推奨して

いる。例えば、多世代の地域住民がスポーツの指導はできなくても、土日は生徒と一緒にスポーツ活動が行えるというようなことである。

会長： 中体連の大会に地域クラブが出場することは可能であるか。

村山委員： 現在、部員数が競技種目の最低必要人数に満たない学校同士が合同チームを編成して中体連の大会に出場しているケースがある。そのため、地域クラブにおいても、例えば宗像市をエリアで区切るなど、東エリアの中学校と西エリアの中学校でそれぞれ合同の地域クラブを立ち上げ、中体連の大会に出場することは可能であると思われる。ただ、勝手に地域クラブを立ち上げていくことになった場合には、これらの地域クラブが中体連の大会に出場することは難しくなるかもしれない。エリアで区切るといったような合同チームの編成基準についても議論が必要になると思われる。

会長： 本件について、中学校教員がスポーツの監督を担っているのは日本だけである。隣国の大韓民国は、小学校から大学まで、学校がスポーツの監督として地域の人（プロ）を雇用している。そのため、成績が悪いと解雇される。私が（携わっている）野球監督としてその方たちと意見交換を行うと、私の本業が大学教諭であること、野球監督の報酬は無報酬であることにとっても驚かれる。逆に私がその方たちに本業が何であるか尋ねるとその方たちの本業は野球監督であるという回答に驚かされる。現在の日本のアマチュア世界において野球監督はほぼボランティアである。学校のスポーツ監督が本業として成り立つ国であれば、本件の取り組みが円滑に進むと考えられる。

吉田委員： 県のスポーツ推進委員の研修会で、参加された委員のみなさんが、平日の学校教員による技術指導と土日の地域クラブ指導者による技術指導で指導内容が異なる場合はどうするのか、地域クラブに必要な費用を支払うことができない家庭の子どもはどうするのかなど質問しているが、しっかりとした柱、様々な疑問に対する方向が決まっていない中で本件が動き始めているので、委員のみなさんが本件について心配している状況であった。

国は、約 20 年前、ドイツを参考にして子どもが一つのスポーツ活動に偏ることなく様々なスポーツ活動が行えるよう、中学校区に総合型地域スポーツクラブを立ち上げようという方針を示していたが、うまくいかなかったため、文化も含めて地域で総合型地域スポーツクラブを立ち上げようという方針に変更している。そして本件の方針が示され、事務局は大変になるのではないかと心配している。

会長： 本件について、子どもたちはどのように受け止めているのか。

村山委員： 現時点ではまだ分からない。本件に関して保護者の意見を聞いた感じでは、このような改革であればということで、部活離れが始まりつつあるかなという雰囲気がある。

会長： 本件の改革が進めば、危惧している、部活とスポーツクラブとの間で子どもの取り合いが現実味を帯びてくる可能性もある。

本件の国の提示に対して、どのような施策を展開すれば教員の働き方改革と子どものスポーツ環境の充実という大きな2つの課題が改善されるのかしっかりと議論して考えていく必要がある。

大賀委員： 本件について、大学と連携して大学生を指導者に迎えることが可能であるか。

会長： 大学生もレギュラーになって試合に出場し勝つために必死で練習している。指導者として派遣されることは大学のスポーツ活動において戦力外通告になりかねないので、十分に気を付ける必要があると思う。

子どもも、実力のある指導者の話はよく聴くが、実力のない指導者の話は聴かないので、ただ意欲のある大学生を指導者にすることも注意が必要になると思う。

競技スポーツと趣味スポーツの両立は極めて難しいと思う。

本件については、現時点では答えは出ないため、市が様々な取り組みに挑戦し、委員の声を聴いて施策の旗振りに努めていただきたい。本日の議論はここで終了にしたいがいかがか。

(異議なし)

## 7 協議事項

### (1) アクアドームの存続問題の取り扱いについて

会長： アクアドームの存続問題の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

南参事： ユリックスについては、令和4年4月から第5期の指定管理がスタートした。

委託期間は4年間で、受託者は公益財団法人宗像ユリックスである。ユリックスは、前期では文化施設として位置付けていたが、今期から賑わいづくりの施設として位置付けている。施設の維持管理のための保全計画と寿命延伸のための長寿命化計画を策定中で、これらの計画の期間は、令和5年度から令和25年度までの20年計画である。施設の寿命延伸のため、常に魅力ある施設であり続けられるように努めていきたいと考えている。

これらの一環として、テニスコートやパットゴルフ場などのスポーツ施設の改善を優先的に取り組んでいく予定にしている。コロナ禍を経た今、アウトドアやレクリエーション活動が賑わっているが、ユリックスでもパットゴルフが最高の賑わいをみせている。

アクアドームについてもスポーツ施設の改善について検討が必要と考える。アクアドームは完成して31年が経過しており建築基準法で見ると50年の耐用年数があることから紙面上では19年の期間が残っている。ただ、この施設は、常に塩素を含んだ水に触れている影響で老朽化のスピードが速く、限界が近く寿命延伸もできない状況である。

この施設の改修には5億円から10億円の経費が必要で、10億円となると新しい同等施設の建築が可能になる経費である。更新や維持管理に要する経費がとても大きいことから、更新するか否かの判断と理由が必要になる。

この施設は、単なる市民のプールということだけではなく、スポーツ・運動や健康づくりの促進、運動機能の回復、障がい者スポーツの普及など、市民の様々な生活課題の解決に貢献してきた施設である。限界が近いこの施設の取り扱い、今後の方針を決定するうえで、委員みなさまの意見を聴かせていただければと考えている。また、文化、スポーツともにそれぞれの政策の方向性を示す計画を令和7年度からスタートさせることができよう、令和5年度から現行計画の見直しを行う予定にしているため、これらの計画においてもアクアドームの位置づけをしっかりと示していきたいと考えている。本審議会において、本件について審議していただけないか提案する。

吉田委員： アクアドームを学校のプールとして位置付けてはどうかという提案をしたことがある。その方向で話が進む雰囲気があったが、現在、どのような取り扱いになっているか。

南参事： 提案の実現に向けて、低学年のためのプールフロア購入など必要な対策ができるよう予算措置などの準備を行ってはいたが、学校がアクアドームの更新の際に使用できなくなり教育の継続が困難、プールを設置してから2、3年しか経過していない学校があるなどの理由で提案を保留し、民間業者からの指導者の派遣を検討していると聞いている。

副会長： 教育委員会の考え方によるのだと思うが、仮にアクアドームが新しくなっても施設更新はいずれおとずれることなので、アクアドームの更新の際に使用できなくなり教育の継続が困難という議論は論外であると考え。生徒を受け入れた民間施設の更新時にはどうするのか考える必要がある。

この議論は4年ほど前から断続的に行われており、学校のプールとして位置付けられなかった理由は南参事の説明のとおりである。

一方、学校のプールとして生徒を受け入れた民間施設の現状は、生徒の受け入れで対応が限界に達し、一般利用者（学生、社会人、高齢者など）の受け入れを辞めたため、一般利用者（学生、社会人、高齢者など）の水泳の機会が奪われることになってしまっている。

アクアドームは、2015年現在の施設分類表において、ユリックスの中、市民文化社会

教育施設に含まれており、スポーツ・レクリエーション施設には含まれていない。これまで、スポーツや健康づくりの施設として運用してきたため、今後見直していただけることに対して嬉しく思う。

会長： その他に質問等はないか。

(質問等なし)

●結論： 本審議会において、令和5年度からの市スポーツ推進計画の見直しを踏まえ、アクアドームの公共プールとしての役割や必要性などを整理する。

## 8 その他

会長： その他、連絡事項等はないか。

上田係長： 今年度の会議については、3月に開催を予定したい。ご理解とご協力をお願いしたい。

## 9 閉会

会長： 以上で、審議会を終了する。

【閉会】(21:00)

令和4年12月15日

署名 大 賀 龍 夫

---

署名 末 永 昭 人

---